○厚生労働省令第四十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十六第二項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（保育所等との連携） **第六条**　（略） ２・３　（略） ４　市町村長は、次のいずれかに該当するときは、第一項第三号の規定を適用しないこととすることができる。 一　市町村長が、法第二十四条第三項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき 二　家庭的保育事業者等による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。） ５　前項（第二号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）であって、市町村長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 一・二　（略） （職員） **第二十三条**　（略） ２　家庭的保育者（法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。 一　（略） 二　法第十八条の五各号及び法第三十四条の二十第一項第三号のいずれにも該当しない者 ３　（略） （居宅訪問型保育事業） **第三十七条**　居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。 一～三　（略）	（保育所等との連携） **第六条**　（略） ２・３　（略） ４　市町村長は、家庭的保育事業者等による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。 （新設） ５　前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）であって、市町村長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 一・二　（略） （職員） **第二十三条**　（略） ２　家庭的保育者（法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。 一　（略） 二　法第十八条の五各号及び法第三十四条の二十第一項第四号のいずれにも該当しない者 ３　（略） （居宅訪問型保育事業） **第三十七条**　居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。 一～三　（略）